

新しい生活様式実践下における地域ふれあい活動 特別助成要項

西蒲区社会福祉協議会（以下『当会』という。）では、地域のあらゆる方々が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らせる「お互い様の地域づくり」を目指し「人と人との繋がり」を大切にしてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、不要不急な外出自粛の要請、学校や公共施設、店舗の休業などにより人と人との繋がりやふれあいが減少傾向にある中、住民の生活上の困りごとや不安が増大していくことが懸念されます。

こうした中、当会では人と人との繋がりを絶やさず、課題を抱える世帯への孤立・孤独を防ぐため、新しい生活様式を取り入れながら既存の地域福祉活動を継続したり、新しい繋がり方を学び合い、実践していくことを支援する目的で助成を行います。

1. 助成対象団体（西蒲区内）

- (1) 自治会・町内会
- (2) 地域コミュニティ協議会
- (3) ボランティア団体・NPO
- (4) 子ども食堂
- (5) その他当会が認める団体

2. 事業の実施期間

令和3年4月から令和4年3月末まで

3. 助成金額

助成上限額 (年間) 30,000円

※助成上限額の範囲内で年度内に複数回申請が可能です。

4. 対象事業

- (1) 要支援者等への手紙や電話を活用した声掛け、安否確認活動
- (2) 支援者等宅へメッセージカードや生活物品を添えて訪問する声掛け、安否確認活動
- (3) 手作りマスク等の衛生品を作成して、福祉施設等へ届ける活動
- (4) お弁当などの配食活動、または会食の活動を訪問配達（デリバリー）に切り替えて実施する活動
- (5) 衛生管理対策を取りながらの幼児・児童・生徒等を対象とした遊びや学習支援活動等

- (6) 新しい生活様式を取り入れた地域における見守り活動についての話し合いや、学習会等
- (7) オンライン（無料通信アプリ等）を活用したコミュニケーションツールの普及、緊急連絡網の整備や、オンライン使用方法についての学習会等
- (8) 地域におけるソーシャルディスタンスを保ちながらの清掃活動、多世代交流活動、ふれあい活動等
- (9) その他当会が認める活動

5. 対象経費

- (1) 切手・はがき等の郵送費（1件につき100円として計算）
【声掛け、安否確認活動限定】
- (2) 電話代（1件につき100円として計算）【声掛け、安否確認活動限定】
- (3) 燃料費（訪問先への距離数で、1km当たり22円で計算）
【要支援者宅への訪問活動限定】
- (4) 消耗品費（事務用品・感染防止や衛生用品等・材料費・茶菓代他）
- (5) 諸謝金（講師謝礼等）
- (6) 会場借用料
- (7) 損害保険料（ボランティア行事用保険等）
- (8) 広報費（チラシ作成費等）
- (9) その他当会が認める経費

※助成項目対象外の項目

- ・アルコール飲料
- ・1人当たり1回につき単価1,000円を超える飲食料等
- ・西蒲区以外を会場とした会場借用料、移動費用、交通費等
- ・常時個人の保管になる備品の購入等

6. 助成の流れ

- (1) 活動・取り組みの事前に、あらかじめ当会にご相談ください。
（活動予定団体は、事前登録をしていただきます。）
- (2) 当会から助成金申請書様式をお渡ししますので、活動・取り組み内容、活動人数または参加人数、申請希望額等を記載の上、申請をしてください。
- (3) 当会から審査の上、助成決定書、活動報告書様式、助成金積算書様式をお送りします。

※助成決定書には、助成金額を明示しません。

(4) 活動・取り組みが終了した時点で、速やかに活動報告書、助成金積算書、送金先口座通帳のコピーを当会に提出してください。

※追加資料として、活動者・住民参加者募集や、活動の周知のためのチラシ、活動内容のわかる写真等があれば、添付してください。

(5) 当会で査定の上、申請団体へ助成金交付書を送付し、助成金を指定口座に振り込みます。

7. 問い合わせ・申請先

西蒲区社会福祉協議会 【担当：五十嵐、石黒、江口】

〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲 4363 番地 巻ふれあい福祉センター内

TEL 0256-73-3356 FAX 0256-73-4914

E-mail ward-csw.nsk@syakyo-niigatacity.or.jp